

整骨院等の正しいかかり方

整骨院・接骨院の施術は、組合員証等が使用できる場合が限られています。
組合員証等を使用できない施術は、**全額自己負担**となりますのでご注意ください。



使用できる場合

- 打撲 ● 捻挫
 - 挫傷（肉離れなど）
 - 骨折、脱臼などの応急手当※
- ※応急手当以外の施術は、**医師の同意が必要**です。



使用できない場合

- 日常生活による疲労や肩こり
- スポーツなどによる筋肉疲労
- 症状の改善の見られない長期の施術
- 神経痛・リウマチ・五十肩などからくる痛み、こり など

整骨院・接骨院 にかかる際の 注意点

- 負傷原因を正確に伝えましょう
- 領収書を受け取り、大切に保管しましょう
- 施術が長引く場合は一度医師の診断を受けましょう
- 「療養費支給申請書」は記載内容をよく確認してから署名しましょう



当組合(委託先:オークス)から施術内容を照会することがあります。

当組合では医療費適正化対策として、整骨院等で組合員証を使用して受けた施術内容の調査を行う場合があります。

照会がご自宅に届いたときは、回答のご協力をお願いします。